

---

柱、梁、屋根のみで構成される簡易な建築物と建蔽率緩和についての取扱い

---

柱、梁、屋根のみで構成される簡易な建築物である駐車場や駐輪場などは、法第2条第九号の三口(令第109条の3第二号)で規定される準耐火建築物に該当しないものと判断する。

【解説】

柱、梁、屋根のみで構成される簡易な建築物は、準耐火建築物に求められる、火災による延焼を抑制するために必要とされる性能を満たすものではない。

準防火地域内にある敷地で当該建築物が存在する場合は、準耐火建築物等による建蔽率の緩和を受けることができないものとして取扱う。

参 考

誰にもわかる建築法規の手引き P.406, P.528